

「福島県食品の安全確保に係る基本方針」の見直しについて

1 これまでの経緯と見直しの背景

平成13年9月の国内初のBSE（牛海綿状脳症）発生を始め、食品の偽装表示や無登録農薬の使用など食の安全・安心を揺るがす事件が相次いで発生



H14.11 「福島県食品の安全確保に係る基本方針」策定
「福島県食品安全確保対策プログラム」策定（3年ごとに見直し）
H15.5 「食品安全基本法」制定

「福島県食品安全推進会議」 ～ プログラムの進行管理等
「福島県食品安全推進懇談会」 ～ 県民の意見の事業への反映



H23.3.11 東日本大震災及び原子力災害（→ 食品：放射性物質による汚染）

* 復旧・復興及び食品の放射性物質対応等により「福島県食品安全推進会議」及び「福島県食品安全推進懇談会」は未開催



（食品を取り巻く情勢の変化）
（* H14.11 策定からも約10年経過）

「福島県食品の安全確保に係る基本方針」・「福島県食品安全確保対策プログラム」の見直しを行い、改めて食の安全と消費者の安心の確保を図る。

2 「福島県食品の安全確保に係る基本方針」（平成14年11月策定）の見直し

食品中の放射性物質対策や食品安全基本法の制定（平成15年5月23日制定）などを踏まえ、基本理念や施策等の方向などについて全面的に見直しを実施する。

福島県食品の安全確保
に係る基本方針



ふくしま食の安全・安心
に関する基本方針

（1）見直しに係る基本的な考え方

- ・消費者の安心の視点を加え、親しみやすい名称に変更する。
- ・福島県における食品の放射性物質対策も含めた食の安全・安心を基本理念とする。
- ・消費者の視点でわかりやすい基本施策と施策体系、推進体制とする。
- ・プログラムの終期に見直しを行うほか、必要に応じて随時見直しを行う。

(2) 見直し内容

① 名称

現基本方針	見直し案
福島県食品の安全確保に係る基本方針 (見直しの考え方)	ふくしま食の安全・安心に関する基本方針
消費者の安心の視点を加え、親しみやすい名称に変更する。	

② 趣旨

現基本方針の主な内容	見直し案の主な内容
・平成20年度の現状 ・食品安全対策に取り組む (見直しの考え方)	・現在の食を取り巻く状況 ・食の安全確保と食の安心の実現
食を取り巻く環境等について現在の状況を記載するとともに、食品安全対策に加えて、食品中の放射性物質対策及び「食の安心」の実現を記載する。	

③ 基本理念

現基本方針	見直し案
県民の健康保護を最優先し、食品の安全を確保して、安全で安心できる暮らしを実現する。 (見直しの考え方)	ふくしまにおける食の安全の確保と安心の実現
県民の健康保護を最重要とする基本的認識の下、食の安全の確保のほか、食品中の放射性物質対策も含めて、安全で安心できる”ふくしま”の食環境を実現するものとして、「ふくしま」の「食の安全の確保」と「食の安心の実現」を基本理念とする。	

④ 視点

現基本方針	見直し案
(1)消費者の視点を重視し、食品の安全確保及び消費者の安心確保に取り組む。 (2)事業者、消費者及び行政が、それぞれの情報を共有しながら信頼関係を構築する。 (見直しの考え方)	(「視点」という項目は設定しない。)
視点に記載されている内容については、策定の趣旨や基本理念等に記載されていることと重複するため、「視点」という項目は設定しない。	

⑤ 行政、(食品関連)事業者の責務及び消費者の役割

現基本方針	見直し案
(1)行政の責務 (2)事業者の責務 (3)消費者の役割 (見直しの考え方)	(1)行政の責務 (2)食品関連事業者の責務 (3)消費者の役割
行政、食品関連事業者の責務及び消費者の役割については、平成15年5月に制定された食品安全基本法にも明記されており、食の安全・安心に関する施策を総合的に推進するにあたり不可欠な項目であるため、今回も記載する。 また、それぞれの立場の関係について、わかりやすく図で表記する。	

⑥ 施策等の方向（基本施策）

現基本方針	見直し案
<p>施策等の方向</p> <p>(1)生産・製造・流通販売 (2)監視・指導 (3)検査・調査研究 (4)支援・連携 (5)情報の提供と総合的な取り組み</p>	<p>基本施策</p> <p>(1)生産から消費に至る食の安全を確保します。 (2)行政、食品関連事業者及び消費者の情報共有と相互理解を図り、信頼関係を構築し食の安心を実現します。 (3)食品中の放射性物質対策に取り組み、より一層の食の安全・安心を確保します。</p>
<p>(見直しの考え方)</p> <p>現在の基本方針においては、消費者の視点を重視するとされてはいるが、施策等の方向については、何をどのようにするための施策という形式ではないため、消費者の視点からすると、わかりにくい。</p> <p>見直し案においては、基本施策として、(1)の食の安全に関する取組、(2)の食の安心に関する取組に加えて、現状の喫緊の課題である食品中の放射性物質への取組に特化した項目を(3)の食品中の放射性物質に関する取組とする3本の柱とし、それぞれ消費者の視点に立ち、何を行うのかを明記した。</p> <p>また、各基本施策の実施による基本理念の実現のイメージ図を表記した。</p>	

⑦ 施策体系

現基本方針	見直し案
(記載無し)	<p>基本施策1 (1)～(5) 基本施策2 (1)～(4) 基本施策3 (1)～(5)</p>
<p>(見直しの考え方)</p> <p>現在の基本方針では施策体系の記載はなく、食品安全確保対策プログラムにおいて具体的な事業を含めた体系を示していたが、基本施策の内容が理解できるよう、基本方針に各基本施策における取組内容を記載する。</p>	

⑧ 施策の推進体制

現基本方針	見直し案
(記載無し)	<p>(1)ふくしま食の安全・安心推進会議 (2)ふくしま食の安全・安心推進懇談会 (3)関係機関等との連携</p>
<p>(見直しの考え方)</p> <p>現在の基本方針には、推進体制の記載がなく、食品安全確保対策プログラムにおいて「支援・連携」及び「総合的な取組み」のなかで述べているが、基本施策をどのような体制で実施するのか明記する必要があることから、基本方針において、推進体制について記載する。</p>	

(3) 施策体系の組み替え図

別紙のとおり。

施策体系の組み替え図

